

②茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

通番	項目	意見の概要	市の考え方
1	2 基準の向上	すべての保育施設において、現行の市の保育水準が後退することのないように基準を設定してください。	<p>子ども・子育て支援新制度は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものであります。</p> <p>本市では、国が示す基準及び現在の保育水準を考慮し、独自の基準を設け、安全かつ安心な保育の提供に努めたいと考えております。</p>
2	2 基準の向上	新制度の実施にあたっては、児童福祉法第24条第1項の市町村の保育実施責任をふまえ、すべての施設・事業、すべての子どもに対して、格差のない保育を実施してください。	
3	2 基準の向上	幼児・小児の保護者の働く環境・条件が悪化している時、子ども達の保育水準の後退は市内の子ども達の発達に大きな悪影響を及ぼします。保育水準がさらに良くなるように配慮していただくようお願いいたします。	
4	2 基準の向上	保育に関わる全ての施設において、現行の市の保育水準がこれ以上後退しないように基準を設定してください。	
5	2 基準の向上	認可保育所の基準や保育は、不断の努力によって積み重ねられ、子どもの安全、成長の理論的、実践的な充実が確保され、また、新しく起こるさまざまなことに対応する保育力や施設環境を築いてきています。子ども・子育て支援新制度は、こうした認可保育所が築いている保育の基本を崩す制度になっています。茨木市においては、これまで市が行ってきた保育水準を維持し、充実させるための新制度を確立するよう望むものです。	
6	2 基準の向上	すべての子どもに平等な保育と公平な待遇を保障するためにも、すべての保育施設において現行の保育水準が後退しないように設定してください。	
7	2 基準の向上	施設給付と委託費とは違うものです。茨木の子どもが保護者の状況にかかわらず安心して保育が受けられるものにするべきです。	
8	2 基準の向上	未来を担う子どもは、社会の宝です。保育が金儲けの対象にならないよう、自治体としての役割をしっかりと果たしてください。	
9	2 基準の向上	保育要求は、社会的にますます増えていきます。新制度でこれまでの水準を低下させることのないよう、市としての公的な責任を果たされることを、切望します。	

通番	項目	意見の概要	市の考え方
10	2 基準の向上	子どもが安全で安心して過ごせる条件は、必ず守られていくよう行政で責任を持ってください	<p>子ども・子育て支援新制度は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものであります。</p> <p>本市では、国が示す基準及び現在の保育水準を考慮し、独自の基準を設け、安全かつ安心な保育の提供に努めたいと考えております。</p>
11	2 基準の向上	茨木市は子育てのために力を出してください。	
12	2 基準の向上	児童福祉法24条1項の市町村の保育実施責任をふまえ、すべての保育施設・事業すべての子どもに対し格差のない保育を実施し、現行の市の保育水準が後退することのないように基準を設定してください。	
13	2 基準の向上	新制度の実施に当たり、市の保育実施責任をふまえてください。どの施設でも子どもたちに格差のない保育を実施してください。	
14	2 基準の向上	保育は人を育てる営みです。その保育を民間に丸投げするのは、幼い子どもを儲の対象としてしか見ないもので、乳幼児を保護し育てる営みではありません。保育の専門家が夢のある仕事ができるよう市が公的な保育をし、保育責任を果たすようにしてください。	
15	2 基準の向上	すべての施設・事業、すべての子どもに対して、格差のない保育を実施してください。	
16	2 基準の向上	何よりも保育制度が、子どもたちの健やかな成長を保障できるものでなければなりません。そのためには児童福祉法第24条第1項のもと、茨木市の実施責任で行うこと、市が保育行政に責任を持つことを切に望みます。	
17	2 基準の向上	今保育園にあずけて集団の中で育てている子どもたちの保育の質（定数、保育時間など）が落ちないように、また、どの子どもが同じように安心安定して6年間同じ保育園で育っていける制度にしてください。	
18	2 基準の向上	「茨木市」としての水準を守りまた、将来の子どもたちのため、保育制度の拡充をめざしてください。	
19	2 基準の向上	子どもたちが安全に健やかに過ごせる場所として保育園を現在の基準で維持してください。	

通番	項目	意見の概要	市の考え方
20	2 基準の向上	保育は公的な責任で国が未来を担う子どもの発達や成長をおぎなうことだと思ってきました。この日本で安心して子どもを産み安心して育てられるよう、良い基準を考えてください。大人の責任だと思っています	<p>子ども・子育て支援新制度は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものであります。</p> <p>本市では、国が示す基準及び現在の保育水準を考慮し、独自の基準を設け、安全かつ安心な保育の提供に努めたいと考えております。</p>
21	2 基準の向上	保育所も子どもを教育する場です。親が安心して働けるように保育の質を下げない事はやめてください。	
22	2 基準の向上	安心して仕事ができる環境を確保してください。	
23	2 基準の向上	どの子にも質の高い保育が受けられるようにしてください。	
24	2 基準の向上	今の茨木市の基準は絶対下げないでください。障害のある子、家庭での保育が困難なケースなど、弱い立場にある人たちが行き場のないようになることだけは避けてください。	
25	2 基準の向上	現状維持してほしいです。	
26	2 基準の向上	子どもの命、生活が何よりも大事です。保育・子育て支援の制度は子どもの権利保障を最優先に国と自治体の責任で行うべきだと思います。保育に不平等があってははいけません。子ども1人ひとりが大事で守られるべき存在、どの子にも同じ権利が必要なはずで、今でも子どもたちのために、職員のためにこんなものがあつたら、よりよい生活ができるのにと考えますが、それ以下になってしまう基準に悲しくなります。せめて今の基準を下げないでほしいと思います。	
27	2 基準の向上	新制度の実施にあたっては、国民の声によって、かろうじて残った「児童福祉法24条1項の市町村の保育実質責任」をふまえ、すべての子どもに対して、格差のない保育を実施すること。	
28	2 基準の向上	今ある保育制度・基準を下回るような制度にはしないでください。子どもたちの成長・発達を守るには今より低い水準では保育はできません。つめこみ保育ではなく、ゆったりと子どもたちを見られるような環境にして欲しいです。	

通番	項目	意見の概要	市の考え方
29	2 基準の向上	障害児を認定こども園側から排除することのないよう基準を作ってください。	障害児の保育所への入所につきましては、これまでから公私連携して取り組んでおり、保育の必要性を判断する上で、公正な選考に努めてまいります。
30	2 基準の向上	障害児の保育は、子どもの権利保障・発達保障の立場から現行水準を維持・拡充してください。	
31	2 基準の向上	障害児の保育は子どもの権利保障、発達保障の立場から現行水準を維持、拡充してください。決して障害児が排除される事がないようにしてください。	
32	2 基準の向上	子どもが、いじめや体罰、強要によって病気になったり、萎縮したりするようなことはあってはいけません。保育、教育内容を把握し、よりよい環境をつくるように方策を作ってください。	家庭的保育事業等については、認可事業となり、保育所保育指針に基づいた養護と教育を一体的に提供することになりますので、現在の認可保育施設と同様に、一定の保育水準が保たれるものと考えております。
33	2 基準の向上	すべての保育施設の保育の質を上げて、施設による格差をなくしてください。	
34	3 家庭的保育事業等における設備及び運営の向上等	保育の平等性の観点からも、格差が生じないよう小規模保育事業の認可条件はできる限り認可保育所並みに設定すべきです。	家庭的保育事業等については、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとして位置づけられており、それぞれの事業類型に応じた基準が示されています。 家庭的保育事業等のうち、小規模保育事業については、A型、B型、C型の3つの類型があり、それぞれ異なる基準もございますが、国が示す基準及び現在の本市における保育水準を考慮し、独自の基準を設け、安全かつ安心な保育の提供に努めたいと考えております。 なお、小規模保育事業におけるA型の認可基準につきましては、現在の認可保育所と同様の基準としております。
35	4 家庭保育事業者等の一般原則	④中「定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。」とありますが、保育の質、安全を担保するため「評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていく（図るようにならない）」に追記してください。	家庭的保育事業者等は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないと規定していることから、外部の者による評価を義務付けする考えはございません。

通番	項目	意見の概要	市の考え方
36	5 保育所等との連携	<p>連携施設で入所できない場合、当該利用乳幼児の他施設への入所調整を市が責任を持って行う旨の規定を入れてください。</p>	<p>連携施設につきましては、原則、特定地域型保育事業者自らが、適切に確保しなければならないものですが、本市におきましては、利用者の希望等を勘案し、できる限り、適切に対応するため、市内の全ての保育園との協定を締結したところでございます。</p> <p>また、保育の継続性の観点から、小規模保育施設等を卒園する場合には、これまでから保育所入所承諾指数表（加点項目）に基づき、適切な対応に努めているところです。</p> <p>なお、上記のとおり、適切な対応に努めておりますので、改めて、入所調整を規定する考えはございません。</p>
37	5 保育所等との連携	<p>待機児童解消は小規模保育事業に頼るのではなく認可保育所の増設で行うべきです。小規模保育を行う場合は、すべて職員が保育資格を持つA型で行ってください。また、連携施設は茨木市が確保してください。</p>	<p>待機児童の大半が満3歳未満児であることから、0歳から2歳児までの認可保育所の整備も考えられますが、地域の保育需要に対応できる小規模保育事業の実施も検討すべきであると考えております。</p> <p>また、実施にあたっては、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとして家庭的保育事業等が位置づけられておりますことから、事業類型を限定する考えはございません。</p> <p>なお、連携施設につきましては、原則、特定地域型保育事業者自らが、適切に確保しなければならないものですが、本市におきましては、利用者の希望等を勘案し、できる限り、適切に対応するため、市内の全ての保育園との協定を締結したところでございます。</p>
38	5 保育所等との連携	<p>こども園・保育所等で、保育を受ける内容が変わらないようにしてください。特色をつけるのはいいが、保育と教育を分けなくて欲しいです。</p>	<p>まず、幼保連携型認定こども園については、子ども・子育て支援法第10条に基づき、現在の幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性の確保及び小学校における教育との円滑な接続に配慮した「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が策定されています。</p> <p>また、これまでの幼稚園教育要領と保育所保育指針については、既に、その整合性が図られております。</p> <p>したがって、各施設における特色ある取り組みを除き、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園及び幼稚園並びに保育所では、一定、同様の養護と教育を一体的に提供しているものと考えております。</p>

通番	項目	意見の概要	市の考え方
39	14 食事 28 職員	小規模保育事業、家庭的保育事業の認可にあたっては、給食を自園調理必須とし、調理員を配置してください。	<p>小規模保育事業及び家庭的保育事業における食事の提供については、原則、自園調理を基本としています。</p> <p>ただし、「食事の提供の特例」に規定がございますように、一定の要件を満たすことを条件に、搬入する方法も可能としています。</p> <p>なお、調理設備等を設置する必要があるため、5年間の経過措置を設けています。</p>
40	21 設備の基準	小規模保育所、家庭的保育所、事業所内保育所の設置基準は、認可保育所の基準を適用し、どの子どもも公平な保育が実施されるようにしてください。	<p>家庭的保育事業等については、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとして位置づけられ、それぞれの事業類型に応じた基準が示されております。</p> <p>本市においては、国が示す基準及び現在の本市における保育水準を考慮し、独自の基準を設け、安全かつ安心な保育の提供に努めたいと考えております。</p>
41	21 設備の基準	大阪市では家庭的保育事業にかかる保育室等を2階以上に設ける場合は国省令第28条第7号に掲げる要件に該当するものである事と基準を設けています。茨木市でもそのようにお願いします。	国省令第28条第7号と同様の基準を条例に規定しております。
42	22, 28, 33, 38, 45, 52, 58 職員	質の向上が市として必須事項であるならば、市内の1歳児を対象とする事業すべてに対してその配置での条例化をしないと子どもへの処遇に矛盾が生じます。(具体的には、私立認可保育園に対してはあくまでも補助事業として1歳児5:1となっており、その人件費全ては賄っていないし、保育士が足らなければ補助金カットされるだけです。)またその場合、待機児童の解消どころか待機児童増加につながる可能性が高いです。逆に、待機児童解消を最優先するならば、もっと利用人数を増やせるような一時的な措置が必要です。	<p>現在、市内の全ての保育所(園)において、1歳児5:1の配置基準としており、私立保育園連盟と連携・協力して、補助額などについても協議し、ご理解をいただいた上で、平成24年度において補助金を見直したところです。</p> <p>なお、1歳児5:1の配置基準を満たしていない場合は、補助金の対象としないだけでなく、一定の協議が整っている事項でもございますので、遵守していただけるよう強くお願いしているところです。</p> <p>待機児童の解消については、単に利用人数を増やすのではなく、子どもたちの保育環境等も考慮しながら、適切に対応する必要があると考えていますので、潜在的な教育・保育ニーズを踏まえ、確保方策を講じてまいりたいと考えております。</p>

通番	項目	意見の概要	市の考え方
43	22, 28, 33, 38, 45, 52, 58 職員	職員配置基準は、公立保育所と同様にし、保育士資格者を配置するよう定めてください。	<p>家庭的保育事業等については、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとして位置づけられており、それぞれの事業類型に応じた基準が示されています。</p> <p>家庭的保育事業等のうち、小規模保育事業については、A型、B型、C型の3つの類型があり、それぞれ異なる基準もございますが、国が示す基準及び現在の本市における保育水準を考慮し、独自の基準を設け、安全かつ安心な保育の提供に努めたいと考えております。</p> <p>なお、小規模保育事業におけるA型及び事業所内保育事業（20人以上）の認可基準につきましては、現在の認可保育所と同様の基準としております。</p>
44	26 小規模保育事業の区分	小規模保育事業者はA型のみにしてください。	<p>家庭的保育事業等については、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとして位置づけられておりますので、事業類型を限定する考えはございません。また、文言についても追加する考えはございません。</p>
45	26 小規模保育事業の区分	「保育の質・安全を図るため、B型、C型については、早期にA型への移行を促進することを市は援助する」という文言を付け加えてください。	
46	27 設備の基準	設備基準は、避難経路確保の観点から、原則1階に設置するよう求めるべきです。	<p>現在の認可保育所の基準とほぼ同様でございますので、国の基準に則して規定したいと考えております。</p>
47	27 設備の基準	小規模保育の建物で3階以上は認めないでください。3階以上を認めるなら避難経路は子供が1人で出来るよう階段の段差幅など見直してください。	
48	28, 33, 52, 58 職員	1歳児5：1の配置が国基準以上となっておりますが、保育士不足と待機児童解消が茨木市にとっても問題となっているなかでそまでの配置が必要なのでしょうか。	<p>家庭的保育事業等については、国が示す基準及び現在の本市における保育水準を考慮し、独自の基準を設け、安全かつ安心な保育の提供に努めたいと考えております。</p>
49	28, 33, 52, 58 職員	0才児は1：3の基準にしてください。	<p>家庭的保育事業等については、国が示す基準及び現在の本市における保育水準を考慮し、独自の基準を設け、安全かつ安心な保育の提供に努めたいと考えております。</p>
50	28, 33, 52, 58 職員	茨木市独自の1歳児の職員配置（5：1）をこれからも守り続けてください。	

通番	項目	意見の概要	市の考え方
51	28, 33, 52, 58 職員	茨木市独自の水準である1歳児の1対5(国は1対6)は大きく賛成できるものです。さらなる独自水準の引き上げにより、子どもたちの命と安全を守るとともに、成長発達を保障してほしいと思います。	家庭的保育事業等については、国が示す基準及び現在の本市における保育水準を考慮し、独自の基準を設け、安全かつ安心な保育の提供に努めたいと考えております。
52	28, 33, 52, 58 職員	質の高い保育の実現のため最低基準の引き上げを行ってください。3歳児→15:1 4歳児→20:1 5歳児→25:1	
53	28, 33, 52, 58 職員	保育士配置基準を3歳児15人に保育士1人を配置、4歳児20人に保育士1人を配置、5歳児25人に保育士1人を配置改善してください。	
54	28, 33, 52, 58 職員	保育所は乳幼児期の特性をふまえた養護と教育を1日を通して育むもので、就学前の体づくり、知力、生活習慣等を全面的に発達させるところです。そのためには、どの保育施設にも認可保育所を最低基準とした環境を条例で保障してください。	
55	28, 33, 52, 58 職員	茨木市は待機児童が多く、今でも定員より多い人数で保育をしているのに、これ以上子どもが詰め込めれるのではないかと不安があります。また、多様な施設に多様な基準があり、保育に格差が生まれると予想されます。これまでの水準が低下しかねません。保育士資格者以外にも保育ができるような基準の引き下げは絶対にやめて欲しいです。今でも保育ママを導入しようという動きがあります。無資格者による死亡事故も起きています。茨木市は有資格者での保育を徹底してください。	
56	28, 33, 52, 58 職員	現状の保育でも足りない基準がいっぱい感じています。保育者の人数、0才児の保育室の大きさなどです。もっと子どもにとってよい制度をつかって、よりよい基準にしてください	

通番	項目	意見の概要	市の考え方
57	28, 33 職員	事業責任者、保育士、委託医を追加してください。	保育士及び嘱託医の配置については、規定していません。 事業責任者については、現状においても義務付けられておらず、また国の基準においても規定がございませんので、規定する考えはございません。 なお、公定価格の加算項目には、事業責任者の項目がありますので、事業者自らが必要と判断し、配置した場合には適切に対応してまいりたいと考えております。
58	28, 33, 52, 58 職員	子どもたちが安全に豊かに生活できる施設環境を作ってください。きっちりと保育士資格を持った職員が働いてください。	
59	28, 33, 52, 58 職員	規模保育事業の内容の充実を求めます。(ex)保育職員の有資格100%	
60	28, 33, 52, 58 職員	新制度施行後も、公的な保育責任を果たしてください。子どもの命を守るため、安全な保育を行い、子どもの発達を保障するために、保育にあたる職員は有資格者(保育士資格)にしてください。	
61	28 職員	事業責任者を付け加えてください。	事業責任者については、現状においても義務付けられておらず、また国の基準においても規定がございませんので、規定する考えはございません。 なお、公定価格の加算項目には、事業責任者の項目がありますので、事業者自らが必要と判断し、配置した場合には適切に対応してまいりたいと考えております。
62	33 職員	事業責任者を付け加えてください。文章に「全員が有資格者になるように努める」をつけ加えてください。保育士は全員の有資格者または三分の二以上は有資格者にし、保育の質、安全の確保を行ってください。	小規模保育事業B型及び事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。）の保育士有資格者の割合は、国の基準に則して規定したいと考えております。
63	38 職員	事業責任者を付け加えてください。	
64	28, 33, 52, 58 職員 21, 27, 37, 51, 57 設備 の基準	職員配置基準と施設面積基準を条例に記載してください。	家庭的保育事業等に従事する職員及び設備の基準については、条例に規定してあります。

通番	項目	意見の概要	市の考え方
65	43 保育の提供	居宅訪問型保育の提供については、専門家を交えた判定委員会を設置し、障害疾病等の程度について集団保育が困難か否かを判断できるように規定してください。	居宅訪問型保育事業の提供については、医師等の意見などを参考に市が判断するものでございますので、居宅訪問型保育事業の認可の基準として規定することは適切ではないと考えております。
66	43 保育の提供	保育の提供に関して、「障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児」とありますが、発達の観点から専門家を交えた判定委員会を開催し、集団保育が困難か否かを判断できるように規定してください。	
67	43 保育の提供	①中「障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育」とありますが、「困難」の判断基準が何なのか、何で判断されるのかが分かりません。発達の観点から専門家を交えた判定委員会を開催し、集団保育が困難かどうか判断できるようにしてください。	
68	51, 57 設備の基準	事業所内保育事業については、乳児室の1人当たり面積を3.3㎡以上にすべきです。	現在の認可保育所と同様の基準であり、変更する考えはございません。 なお、ほふくをする乳児又は満2歳に満たない幼児については、1人あたり3.3㎡以上の面積が必要になります。
69	51, 57 設備の基準	P7「事業所内保育事業（保育所型20人以上）」、P8「事業所内保育事業（小規模型19人以下）」の根拠を説明してください。	改正児童福祉法第39条第1項の規定において、利用定員20人以上の保育を目的とする施設が保育所と位置付けられたことにより、「事業所内保育事業（保育所型20人以上）」、「事業所内保育事業（小規模型19人以下）」と区分されたものです。
70	54 保育時間	短時間保育は8時間を保障してください	保育利用可能時間につきましては、短時間認定の方は8時間、標準時間認定の方は11時間としておりますが、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、保護者がその就労実態等に応じ、必要な範囲で利用できるようにすることがこの制度の趣旨であると認識しております。